

# 「高齢者虐待」についてご存知ですか

～「誰にも言えない・・・。」とひとりで悩んでいませんか?～

介護者の心身の疲労がたまった時に相談できる相手がいなかったり、介護を一人でがんばってしまうと気づかないうちに高齢者の心身に深い傷を負わせてしまうことがあります。

高齢者虐待は誰にでも起こり得る身近な問題です。高齢者虐待は介護者の負担軽減や認知症の適切な対応により防ぐことができます。

## ◎高齢者の方の気持ち

「また怒られてしまった・・・

思うようにできないだけで迷惑をかけるつもりはないのに。」

「自分のお金だから自由に使いたいのに、子どもが全部管理してしまう・・・。」

「世話をしてもらっているのだから、辛いけど誰にも言えない。」



## ◎介護している方(養護者)の気持ち

「がんばって介護しているのにどうしてうまくいかないの?イライラする!」

「何度も同じことを言わないで!また、汚してる!いい加減にして・・・。」

「介護に疲れた・・・。いつまで続くのだろう・・・。」

## ◎地域の方の気持ち

「虐待なんて大げさかなあ・・・。」

「よその家庭のことだし、余計なお世話かもしれない・・・。」

でも、様子の変だし気になるなあ・・・。」

「自分が通報したことが当事者にわかってしまわないかなあ・・・。」



高齢者の虐待は、当事者に自覚がなかったり、虐待を受けている高齢者が家族に遠慮したりすることから周囲には見えにくいものです。また、他人が口を出しにくいということもあります。

しかし、虐待を止めることは虐待をしている養護者のためにも必要なことです。

「おかしいな」と思ったり、迷った時はお近くの地域包括支援センターにご相談ください。

### こんなことなどが虐待になります

身体的虐待	・ たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる ・ ベッドにしばりつけたり、意図的に薬を過剰に与える
介護・世話の放任	・ 空腹、脱水、低栄養状態のままにする ・ おむつを替えない、劣悪な状態で放置する、介護・医療サービスを受けさせない
心理的虐待	・ 排せつなどの失敗に対して恥をかかせる ・ 怒鳴る、ののしる、無視する、子ども扱いする
性的虐待	・ 下半身を裸にして放置する ・ キス、性器への接触
経済的虐待	・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、本人の自宅を無断で売却する ・ 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する

※平成 18 年 4 月に高齢者虐待防止・養護者支援法が施行されました。

虐待に気づいた方は市(地域包括支援センター)に通報する努力義務が定められました。なお、相談者や通報者の秘密は守られますのでご安心ください。

## ～身近な相談窓口「地域包括支援センター」をご利用ください～

高齢者の皆さんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配や悩み以外にも健康や福祉、医療や生活に関することなど、どのような相談にも対応します。「どこに相談するのかわからない」と相談することをあきらめてしまったことはありませんか。地域包括支援センターでは、問題に応じて適切なサービスや機関、制度の利用におつなぎします。

例えば・・・



### お近くの地域包括支援センター

関市西地域包括支援センター(洞戸事務所 2 階) ☎ 0581-58-2711

担当地域: 洞戸・板取・武芸川

関市東地域包括支援センター(武儀事務所 1 階) ☎ 49-2122

担当地域: 富野地区、武儀・上之保

関市中央地域包括支援センター(わかくさプラザ・総合福祉会館 1 階) ☎ 25-2988

担当地域: 上記を除く市内